

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 5 章 輸入通関関係 第 7 節 予備審査制による申告・申請 （予備申告事項又は予備申請事項の登録） 7－1 輸入申告若しくは輸入（引取）申告又は蔵入・移入・総保入承認申請（以下「輸入申告等」という。）について、「予備審査制について」（平成12年 3 月31日蔵関第251号）に定める予備申告又は予備申請（以下「予備申告等」という。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して予備申告等を行う場合は、当該予備申告等に先立ち、次のいずれかの方法により予備申告事項の登録を行うことを求めるものとする。 (1)及び(2) （省略） （マニフェスト等による予備申告） 7－11 通関業者等がシステムを使用してこの章第 5 節に規定するマニフェスト等による輸入申告について予備申告を行う場合は、この節の規定（7－3の規定を除く。）を準用する。 この場合において、予備申告である旨の申告条件コードはこの節 7－9 に規定する申告条件コード「Z」、「U」又は「S」を入力する。 （マニフェスト等による予備申告の受理等及び関係情報の配信） 7－12 システムにおいては、マニフェスト等による予備申告が行われた場合に、当該予備申告について審査区分の選定等の処理が行われ、通関業者等に「輸入マニフェスト通関申告控情報」（別紙様式M－516号）が配信される。 なお、特例輸入者、法第79条の 2 に規定する認定通関業者又は「予備審査制について」（平成12年 3 月31日蔵関第251号）に基づく税関長が適当と認める者以外の者による予備申告については、当該情報に審査区分選定の処理の結果は含まれない。また、当該予備申告に係る輸入申告の審査区分選定及び関係情報の配信については、この章第 5 節	第 5 章 輸入通関関係 第 7 節 予備審査制による申告・申請 （予備申告事項又は予備申請事項の登録） 7－1 輸入申告若しくは輸入（引取）申告又は蔵入・移入・総保入承認申請（以下「輸入申告等」という。）について、「予備審査制について」（平成12年 3 月31日付蔵関第251号）に定める予備申告又は予備申請（以下「予備申告等」という。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して予備申告等を行う場合は、当該予備申告等に先立ち、次のいずれかの方法により予備申告事項の登録を行うことを求めるものとする。 (1)及び(2) （同左） （マニフェスト等による予備申告） 7－11 通関業者等がシステムを使用してこの章第 5 節に規定するマニフェスト等による輸入申告について予備申告を行う場合は、この節の規定を準用する。 この場合において、予備申告である旨の申告条件コードはこの節 7－9 に規定する申告条件コード「Z」、「U」又は「S」を入力する。 （新設）

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>5－2 の規定による。</u> （海上簡易輸入申告による予備申告） <u>7－13</u> （省略）	 （海上簡易輸入申告による予備申告） <u>7－12</u> （同左）